

議案第69号

大津市公共施設マネジメント基本方針を廃止することについて
大津市公共施設マネジメント基本方針を廃止することについて、大津市議会会議条例（平成26年条例第1号）第6条の2第7号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月6日提出

大津市長 佐藤 健 司

(参 考)

大津市公共施設マネジメント基本方針

マネジメント方針（5項目）

（適正配置と総量の適正化）

I 将来にわたり持続可能な公共施設サービスの提供に向け、施設総量の削減などの効果的な対応により、公共施設機能の適正化を実現する。

全ての公共施設をこのまま維持した場合、現状の投資水準を大きく上回る将来負担が必要となることから、将来にわたり公共施設でのサービスを継続していくためには、今後の行政需要を踏まえながら、財政規模に見合った施設保有量（規模）への見直しが必要となる。

そのため、これまでの「建物を整備する」という従来の手法にこだわらず、機能面も含めた適正化に着目し、施設の有効利用や削減、機能の統廃合なども含め、様々な状況に対応した施設配置と総量の適正化を図るものとする。

（コストの縮減）

II 施設の整備や維持・運営においては、コスト縮減に向け、効果的な対応を追求する。

公共施設に係る将来負担の課題に対応していくためには、施設整備費の低減のみならず、建物のLCCの縮減を図っていく必要がある。

そのため、これまでの施設整備や管理運営の事業手法に捉われず、民間ノウハウや資金の活用、地域との協働など公民連携等の新たな手法の導入や余剰施設を最大限有効活用するなどの効率的・効果的な対応により、施設に係る全てのコスト縮減を積極的に図るものとする。

（戦略的な施設保全）

III 保有する施設を長年にわたり安全かつ経済的に活用するため、計画的な施設保全を実施する。

公共施設の適正化やLCCの縮減などを進める一方で、公共施設のあり方の検討にあわせ、全ての施設を長年にわたり適正かつ安全に維持していく必要がある。

従って、公共施設を白書で示した想定耐用年数まで利用することを基本とし、将来の修繕・更新等の時期を的確に把握しながら、公共施設の省エネ化も含め、財政とも連動した施設保全を戦略的に推進していくものとする。

(まちづくり)

Ⅳ 市民ニーズや地域の状況を踏まえ、市民にとってより良い形を追求する。

公共施設適正化の検討においては、市民ニーズや各地域における人口の動向、交通状況に配慮しながら、将来のまちづくりを常に意識し、市民にとってより良いあり方を追求する。

(公共施設マネジメントの推進)

Ⅴ 公共施設を重要な経営資源と捉えた公共施設マネジメントを実施する。

公共施設に関するストックやコストの状況を一元的に掌握し、全庁横断的な視点から資産経営を行うための戦略的な公共施設マネジメントを推進する。